

広報 まつの

令和5年

2

月号
February



令和4年第4回 松野町議会定例会

令和4年第4回松野町議会定例会が、12月15日に開催され、提出議案などが審議されました。主な内容は、次のとおりです。

議案

- 松野町個人情報保護法施行条例の制定について
 - 松野町情報公開条例の全部改正について
 - 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
 - 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
 - 松野町職員の定年等に関する条例の一部改正について
 - 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について
 - 松野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
 - 松野町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
 - 松野町簡易水道財政調整基金条例の廃止について
 - 松野町特別会計条例の一部改正について
 - 令和4年度松野町一般会計補正予算(第6号)
 - 令和4年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 松野町教育委員会委員の任命同意について
 - 松野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- ▼原案どおり可決されました。

その他

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

主な補正予算

令和4年度一般会計補正予算(第6号)

補正額2千952万円(補正後の予算総額45億9千316万円)

- ・人事院勧告及び人員配置に伴う人件費の調整分8,345千円
- ・コミュニティバス運行費756千円
原油価格等の高騰に伴う燃料費等
- ・鬼北地域情報通信基盤施設管理運営費負担金4,158千円
原油価格等の高騰に伴う光熱水費の追加、台風被害を受けた光ケーブルの復旧に係る負担金
- ・マイナンバーカード普及促進事業費995千円
マイナンバーカード普及促進を目的とした申請事務の支援委託、夜間・休日の交付窓口の開設に伴う費用
- ・戸籍総合システム改造委託料7,750千円
マイナンバー制度に対応するための戸籍システム改修費
- ・総合営農拠点施設等指定管理料2,950千円
原油価格等の高騰に伴う影響及び経営安定化を図るための指定管理料
- ・吉野生公民館実施設計委託料3,463千円
建て替えが必要となっている吉野生公民館を整備するための実施設計委託料

令和4年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正額1千493万7千円(補正後の予算総額6億993万7千円)

- ・人事院勧告等に伴う人件費の調整分203千円
- ・財政調整基金積立金11,780千円
- ・保険給付費等交付金返還金及び療養給付費等負担金返還金2,954千円
令和3年度における交付金及び負担金の確定に伴う精算分の返還金

令和4年度介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正額417千円(補正後の予算総額7億7千880万円)

- ・人事院勧告等に伴う人件費の調整分

一般質問

森岡 健治 議員

○ 観光の取り組みについて

町長答弁

ご承知のとおり私たちは、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大という、これまでに経験したことのない危機に遭遇し、外出や移動の制限、経済活動の自粛を余儀なくされてきました。現在は、徐々に日常を取り戻しつつあるものの、まだまだコロナ前の状況に回復したとは言えません。

本町においても、今回の移動制限等によって、観光産業が大打撃を受けました。人の移動を前提とする観光産業は、その業績が一時期はゼロに近い状況に陥り、事業者は困窮し、農林業や商工業など他産業にも大きく影響を及ぼしました。

このような状況の中、町内の観光や宿泊関連の事業者を何とか支援しようと、本年6月中旬から9月末まで、町内や滑床深谷での宿泊や体験メニューの利用者に、その料金を割り引く「観光宿泊事業者応援事業」を実施したところ、長引く自粛生活への反発があったのか大きな反響を呼び、国内外から12,500人という想定をはるかに上回る多くの利用がありました。

その財源確保につきましても、議会にも大変ご心配をおかけしましたが、森岡議員ご指摘のとおり

り、この時に収集した観光客の動向などの貴重なデータを分析し、リピーターの確保や集客力の向上に繋げ、今後の観光施策にしっかりと反映させていくことが重要であり、我々の責任であると考えております。

今の時点で把握しているのは、利用者がどこから来ているのか、いわゆる発地ですが、愛媛県内が34%、それ以外の四国が10%、四国外が56%という結果が出ております。県内のほとんどの市町では、県内からの観光客が60%を占め、南予地域の市町では70%を超えるというデータがあります。それが大きく相違しており、全国的な知名度がある道後温泉を有する松山市と近い数字となっています。このことは、松野町および四万十川流域が、日本有数のアウトドア体験のできる地域として全国的に評価を得ている証明ではないかと分析しております。

このアンケートの結果やその分析などを踏まえ、リピーターの獲得や新規顧客の確保に向けてさらにアピールするため、引き続きテレビやラジオ、専門雑誌等に番組や記事として取り上げられるよう話題づくりに取り組みとともに、これから力を入れていく分野として、フェイスブックやインスタグラム、ツイッターなどいわゆるSNSによる口コミ的な情報の拡散にも取り組むほか、最近連携協定を締結した一般社団法人日本自動車連盟JAFや南海放送など、民間企業や団体との連携による情報の発信等も加速させてまいりたいと考えております。

さらには今年度より、「高校はないけど高校生はいる」のキャッチフレーズでスタートした「私たち立マツノイズム高校」の高校生たちが取り組みもうとしている、関東や関西の都市部をはじめとする日本全国の松野町出身者とのネットワークづくりも、集客力の向上やリピーター確保に繋がるものとして期待しております。

以上のように各種施策を総合的、有機的に推進し、リピーターの確保と集客力の向上に努めていく所存であります。

次に、アウトドアの聖地を目指すための環境整備への取り組みについてですが、まずこれまでの経緯について申し上げますと、今から14年前の平成21年2月に、住民有志により森の国グリーンツーリズムクラブが組織され、自然環境や歴史文化、食文化や生業などの地域資源を活かした観光交流事業の振興に取り組みされてきました。その中で、平成24年の「えひめ南予いやし博」を契機にキャニオニングが脚光を集めるようになり、その後、サイクリング、マウンテンバイク、登山、トレイルランなどアウトドアスポーツが商品化され、また四万十川のカヌーやラフティング、サブなどのコンテンツも加わり、本町を含む四万十川流域は、山や森、川の資源を活かした日本でもトップクラスのアウトドアフィールドとして認知されるようになりました。

さらには先月、道の駅虹の森公園まつので多くのお客様を呼び込んだパーベキューイベントや、東京オリンピックの競技にもなったボルダリング

体験など、新たなアウトドア体験メニューの導入、開発にも取り組んでいます。

このように、さまざまなアウトドアスポーツが楽しめる条件が整うと、キャニオニングをはじめサイクリング、トレッキング、ボルダリングなど、一度の来訪で複数のコンテンツを体験するお客様が多くなり、必然的に滞在時間が長くなって食事や宿泊のニーズも発生するようになります。あわせて、地域公共交通網の整備とラストマイルの移動手段の確保も必要となってきます。このように、アウトドア体験を起点に飲食、宿泊、温泉、交通などの需要が連鎖して生まれ、そこから地域経済全体への波及が拡がり、地域活性化に繋がっていくことが期待されます。つまり、アウトドアの聖地化を目指す意味は、アウトドア体験を充実させていくことだけでなく、宿泊や飲食、交通の確保など総合的に旅行環境を整備し、地元事業者と旅行者双方の利便性を高め、地域の持続的な発展を促すものであると考えます。

このため、令和5年度においては、これらの山積する課題を解決し、実装していくための具体的施策に、できることから着手することを考えています。

まず、アウトドア体験のPR活動については、先にも述べましたように、さまざまな報道機関や団体、企業との連携や松野町にゆかりのある方との関係構築、SNSによる口コミ的情報の拡散、中学生や高校生の視点と発想そして行動を活かした広報活動など、費用対効果を見極めながら取り

組みたいと考えています。併せて、滑床アウトドアセンター万年荘のビクターセンターとしてのリニューアルにも着手し、国立公園滑床溪谷の自然環境やアウトドア体験をはじめ、歴史や文化、生業を分かりやすく伝えるガイドンス機能を整備したいと考えています。

つぎに移動、宿泊、飲食ニーズの対応については、ますます多様化する住民や観光客の移動ニーズを考慮した施策を盛り込んだ松野町地域公共交通計画を策定しようと考えているほか、観光やワーケーションなどで訪れるお客様のさまざまな宿泊ニーズに対しては、ロッジ、ホテル、旅館、農家民宿など、今ある宿泊施設の利用促進を図りながら、1泊から1週間、月単位など、さまざまな滞在ニーズに対応できる施設の改修等の支援、空き家や遊休施設等の活用による宿泊機能の充実への支援などを検討、実施したいと考えています。

そして、これらのアウトドア体験メニューや宿泊、飲食、移動などの資源をパッケージ化、商品化していく仕組みづくりにも着手すべく、住民や民間事業者、各種機関団体、そして行政が連携して、いわゆる観光を切り口にまちの課題解決に取り組む組織である「DMO」の設立にも着手し、「観光まちづくり」を着実に進めていく所存です。

山下 智恵 議員

○ 定住促進施策について

町長答弁

本町では、移住者を呼び込むために必要な「仕事」「住まい」「子育て」の各種支援策を組み合わせ、総合的に展開する「移住促進森の国松野モデル」に取り組んでいるところです。

このうち、「住まい」に関する施策としては、移住者や所有者が空き家を改修する際に活用できる補助金制度を複数用意しているほか、一般町民でも利用できる新築住宅を建築した際の定住奨励金や、現在お住いの住宅をリフォームする際の住宅リフォーム補助金など、多様な住宅ニーズに応えられる施策を創設又は改善してまいりました。山下議員ご指摘の空き家対策については、本町だけでなく、都市部・地方を問わず全国的な問題となっており、現在、日本には800万棟の空き家があり、空き家率は13.6%となっており、一方で本町では、平成27年に実施した空き家調査の結果によりますと、町内2,888棟の家屋のうち166棟が空き家であることが分かりました。空き家率は5.7%と全国平均は下回っていますが、年々増加傾向にあり、危険家屋化など景観や保安上の問題なども懸念されているところです。

このような中、本町では、平成27年度から空き家バンクを開設し、空き家の利活用について取り

一般質問

組んでまいりました。町内の土地や家屋の所有者全員に送付される固定資産税通知書に合わせ、空き家活用を促進するPR文書を送付し、また、農地付きの空き家を購入する際、農地法上の制限を大幅に緩和するなどの制度改正を実施したほか、全国空き家活用協議会に加入して全国の自治体と共同して空き家問題に取り組んでおります。

その結果、これまでに賃貸又は売買を希望する空き家の所有者からの問い合わせが93件、空き家に入居を希望する方からの問い合わせが114件ありました。さらに、役場を通じて賃貸又は売買が成約した空き家は15件となっており、これまで着任した地域おこし協力隊の21名が空き家に入居していることから、一定の成果は出ているものの、所有者及び入居希望者の要望に対しては、まだまだ十分にお応えできていない状況です。

この原因としましては、山下議員ご指摘のとおり、土地や家屋の相続が出来ていなかったり、手続きが煩雑であったりといったことに加えて、家に対する思い入れや、他人に家を貸すことへの不安、家財道具の処分ができないなど多種多様な理由があると考えられます。

また、不動産を取り扱う専門家である不動産業者や宅建業者が町内にはおらず、空き家バンクがその機能の一部を果たしているものの、空き家バンクでできるのは所有者と入居希望者をマッチングすることのみで、金額交渉や契約行為には関与できないことから、取り扱いには限界があるとも感じております。

このような状況のなか、今後増え続けることが予想される空き家の新たな対策として、令和5年度には、空き家の実態調査を行いたいと考えております。これは、町内の空き家の総数を調べ地図上に表示したうえで、住むことが可能かどうかを調査するもので、将来的には空き家バンクと連携して、空き家を求める方のニーズに迅速的確に応えたいと考えております。

一般的に人が住んでいない空き家は、空気の入れ替えや配管の中の水流がなくなるため、劣化しやすいと言われています。つまり、長年放置するほど利活用が困難になり、ゆくゆくは危険家屋となり、最終的には多額の費用を負担して取り壊さなければなりません。

一方で空き家を求める方が増えていることも事実であることから、空き家対策は、空き家になつてから早い時期に売買又は賃貸することが重要なポイントであり、それには民間事業者のスピード感、柔軟性が必要であると考えています。このため、空き家対策を含めた移住促進業務については、将来的には外部団体を設立し、業務を委託することで、より専門的かつワンストップで対応したいと考えており、その中では、不動産業者等の専門家とも連携、また専門家を育成していくことも考えております。

中学生と議会議員との交流会

令和4年12月13日(火)、議場兼大会議室において、松野中3年生の生徒と議会議員との交流会を行いました。はじめに、松野中学生徒会が中心となって、町おこしのために取り組んでいる通称「まちおこプロジェクト」の活動内容について中学生が報告した後に、議員に感想や自身の町おこしに関する考え、学生に期待することなどを述べていただきました。中学生にとって、町の政治に対する興味関心を高めることができ、今後の活動の力になる良い機会となったようです。



保育園
コーナー



みんなでぺったん！お餅つき



令和4年12月22日(木)、虹の森まつの保育園で、年末恒例のお餅つきが行われました。

年長、年中組の子どもたちが1人ずつ杵を持ち、「ヨイショ！」のかけ声に合わせて餅をつきました。子どもたちは、自分のついた餅を「つきたてやけん美味しいね！」と口いっぱい頬張っていました。



*****ドキドキお遊戯会*****

令和4年12月17日(土)、28日(水)、虹の森まつの保育園でお遊戯会が行われ、各組で一生懸命練習したダンスや劇を発表しました。



保育士緊急募集中!! 【お問い合わせ先】 総務課 ☎0895-42-1111

松野町と宇和島海上保安部が包括連携協定を締結しました

令和4年11月30日(水)、松野町と宇和島海上保安部との包括連携協定の締結式を行いました。

この協定は、松野町と宇和島海上保安部が相互に連携・協力を図り、それぞれが持つ知識、技術、人材、情報等を有効に活用するとともにSDGsの理念を取り入れ、防災教育の充実、地域の安全・安心の確保、環境保全、地方創生等の取組を通じて、当町の発展及び安全・安心な社会の構築に寄与することを目的としています。

海に面していない市町の包括連携協定は全国的にも珍しく、第六管区では初めての協定となります。今後は、中学校での出前講座や役場庁舎でのパネル展示等が予定されています。



令和5年成人式

令和5年成人式が令和5年1月3日（火）、役場議場兼大会議室で行われました。

今年の新成人（平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれ）は、35名が対象となり、そのうち28名が出席して成人式が挙行されました。新成人の皆さんは、初々しいスーツや、艶やかな振袖に身を包み、会場を華やかに彩っていました。式典では、坂本町長が「失敗を恐れず、何にでも挑戦してほしい。様々な人の意見を受け止め、自分の個性を磨いてほしい。皆さんの限らない可能性を秘めた輝かしい未来を、心から祝福する。」とエールを送りました。このほかにも、記念品や県知事から激励とお祝いの言葉が送られました。

また、成人者を代表し坂本萌々さんが「どんな試練にも立ち向かっていく度胸や、常に周りの人を大切にできる心、そして、人心緑化の精神を忘れず、郷土の未来を築く担い手として期待と信頼が得られるよう努力したい」と誓いの言葉を述べました。

式に参加された皆さんは、久々に会う級友との会話も弾み、ふるさとでの楽しいひと時を過ごしました。
新成人の皆さん、頼もしい次世代の担い手として、大いなる飛躍を期待しています。



愛媛FCの選手が西小学校にやってきた!!

令和4年12月21日(水)、愛媛FCの選手が松野西小学校を訪問しました。愛媛FCでは、ホームタウン活動として地域の学校を訪れ、サッカーを通じてスポーツの魅力発信や地域に愛される活動を行っています。

今回は、新規加入したばかりの西条市出身「黒川雷平(くろかわらいへい)」選手(GK)を迎え、1年生から3年生を対象に、おにごっこやドリブル練習などを行いました。

授業の最後には、黒川選手への質問コーナー、記念撮影や集団下校の見送りなど短い時間でしたが、楽しく交流を深めることができました。

黒川選手の活躍、そして愛媛FCの勝利を祈って、皆さんで応援しましょう!



立派な門松ができました!

令和4年12月17日(土)、スポーツ交流センターで、門松づくり教室が開催されました。毎年恒例となっているこの催しは、松野町中央公民館が主催したもので、西小学校児童、保護者18名が参加し、門松づくりを通じて交流を深めました。保護者と協力して作ったり、自己流にアレンジしたりと様々な門松ができあがりしました。



南予産材を利用した木製机の設置!!

南予産材ヒノキを利用して作られた机が、役場1階図書・学習コーナースペースへ設置されました。

この机の寄贈は、南予流域における林業生産活動の活性化を目指して設立された、「南予流域林業活性化センター」の取組の一環として行われています。来訪者の方々に直接見て・触れていただき木製品の良さを感じていただけたらと思いますので、是非使用してみてください。



弾道ミサイル、その時どうする？

近年、日本の近隣国からの弾道ミサイルが脅威となっています。弾道ミサイルは、発射からきわめて短時間で着弾するおそれがあり、ミサイルが通過または落下する可能性がある場合は、Jアラートにより住民の皆さんへ情報伝達を行います。屋外放送施設、IP告知端末または携帯電話から緊急放送が流れた際は、下図を参考にして行動しましょう。
(※Jアラートとは、対処に時間的余裕がない非常事態の情報を国から送信し、市町村の放送設備等を自動起動することで、住民の皆さんに向けて瞬時に危険を伝えるシステムです。)



弾道ミサイル 落下時の行動

国民保護
ポータルサイト



ミサイルが日本に落下する可能性がある場合、国は「Jアラート」を活用して防災行政無線で特別なサイレン音とメッセージを流すほか、緊急通報メール等による情報提供を行います。

Jアラート



【例】直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

もしメッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中や地下に 避難する。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、 地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、 窓のない部屋に移動する。



- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

政府の最新情報は
こちらもチェック



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

◆ 新民生委員・児童委員を紹介します

令和4年12月1日、民生委員・児童委員の全国一斉改選に伴い、町の民生委員・児童委員も一斉に改選されました。民生委員や児童委員は、住民の福祉や日常生活に関する様々な相談窓口として「安全で安心な福祉のまちづくり」のために活躍しています。新しい民生委員・児童委員は次のとおりです。（任期は令和4年12月1日～令和7年11月30日までです。）

氏名	担当部落	担当地区	区分	氏名	担当部落	担当地区	区分
中湯二美子	松丸	新町・駅前・本町1・2・3	民生委員・児童委員	調整中	富岡・上家地	富民・小屋の川・上家地全域	民生委員・児童委員
池田 榮夫	松丸	東新・東天満・西天満・礁崎	民生委員・児童委員	竹内 義富	目黒	下・中央1・国木谷	民生委員・児童委員
山崎留美子	松丸	向井・祝井	民生委員・児童委員	岡部 暢夫	目黒	中央2・西の川・上目黒	民生委員・児童委員
山口 徳子	延野々	東・仲・野尻	民生委員・児童委員	小西 敏文	吉野	町・上在・豊盛	民生委員・児童委員
上野 清徳	延野々	古井谷・五郎丸・住宅組	民生委員・児童委員	太田 博子	吉野	西・梁瀬・葛川	民生委員・児童委員
曾根 藤光	豊岡後	1～8番	民生委員・児童委員	大内 恭子	蕨生	鳥居・鈴井・真土	民生委員・児童委員
山田 史郎	豊岡後	9～12番、窪田	民生委員・児童委員	川原 和宏	蕨生	谷口・延行・奥内	民生委員・児童委員
吉良 剛則	豊岡前	1区～8区	民生委員・児童委員	山本 吉和	奥野川	奥野川全域	民生委員・児童委員
毛利 峰子	豊岡前	9区・住宅組・福祉団地等	民生委員・児童委員	沖 留美子	松丸	主任児童委員	主任児童委員
井上 淑	富岡・上家地	久米地・地吉・古市場	民生委員・児童委員	金谷 幸	吉野	主任児童委員	主任児童委員

◆ 「全国町村監査委員協議会会長感謝状」が贈呈されました

代表監査委員の榎本孝幸氏が、令和4年10月26日に開催された町村監査功労者表彰式・町村監査委員全国研修会において、「全国町村監査委員協議会会長感謝状」を受賞しました。

監査委員として、多年にわたり職務に精励し、地方行財政の公正な運営に多大な貢献をされました。



ようこそ！町長の部屋へ

○ 令和5年 仕事始め(令和5年1月5日更新)

あけましておめでとうございます。

この年末年始は、穏やかな晴天に恵まれ、また3年振りに行動規制が撤廃されたこともあり、久しぶりに帰省されたご家族とともに、にぎやかに過ごされたご家庭も多かったのではないのでしょうか。社会は、少しずつコロナ前の普段の生活を取り戻しているようです。ただし、コロナの感染拡大はまだまだ続いていますので、どうぞお一人お一人が体調管理と感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

旧年中はこの「町長の部屋」にお立ち寄りいただき、ありがとうございました。町HPの片隅にひっそりと開設しているこのコーナーでは、その時々私が感じた素直な気持ちを駄文にして、令和4年には年間で34回掲載をさせていただきました。また、その中から毎月1本、「広報まつの」の紙面にも転載をしています。あまり皆様のお役に立つような情報ではありませんが、今年も1～2週間に1本のペースを目標に、松野町の問題を提供してまいりますので、よろしかったら引き続きお付き合いください。

さて、令和5年が始まりました。

官公庁や学校をはじめ多くの企業や団体では、4月1日が事業年度の開始日となりますが、やはり「一年の計は元旦にあり」との言葉のとおり、新しい年を迎えると身が引き締まる気がします。そして、今年はこちらをがんばるぞ、この分野で成果を出すぞ、と意欲がわいてきます。そんな気持ちを町職員のみならずと共有したく、1月4日の仕事始めの式では、職員としての心構え、仕事への向き合い方について訓示をいたしました。

その中で、私が職員に期待していることとして、町民の皆さんがまちづくりの主役として活躍できるように黒子としてサポートすること、多様化する行政へのニーズを受入れる寛容性を身につけること、そして仕事への使命感ややりがいを自分で発見すること、この3点をあげました。うなずきながら話を聞いている職員もいましたので、少なからず私の想いは伝わったのかなと感じています。まだまだ未熟な点もありますが、これからますます町民の皆さんの期待に応えられる職員に成長してくれるものと信じています。

昨年9月には、地域づくりの拠点である役場新庁舎が完成しました。この立派な容れ物に負けないように、中身にも磨きをかけていき、行政サービスの充実や住民福祉の向上に取り組んでまいりますので、どうぞ本年もよろしくようお願い申し上げます。



令和5年の区長さんが決まりました

※敬称略、順不同

部落名	区長名	部落名	区長名
松丸	井上六廣	上家地	濱田章二
延野々	岡村勝	目黒	竹内義富
豊岡後	中脇優	吉野	長谷信昭
豊岡前	中湯廣和	蕨生	大内義昭
富岡	須田正文	奥野川	西村正人

よろしく申し上げます。



人権の広場

私とアドラー心理学

中学一年

私には、お気に入りの本「アドラー心理学 人生を変える思考スイッチの切り替え方」があります。この本を読んで、自分にあてはめてみた感想と自分が悩んでいた人間関係のことについて書こうと思います。

まず、アドラー心理学とは、自分とその周りの人が幸せに暮らしていくための方法です。私は中学校に入学したとき、周りが知らない人ばかりでビクビクしていました。でもその時、隣の席だったAさんに話しかけてもらい、そこから少しずつ他の人とも話ができるようになっていきました。時には、「あの人にこんなことを言ってしまった。」と悩んだり、「この行動をして本当に良かったのか。」と悩んだりした時期もありました。また、人との距離がつかめず、同級生のことを名前で「○○さん」と呼ぶこともありました。しかし、その本を読んでいたら、少しずつ悩みが軽くなっていき、自分から行動を起こすことができるようになっていきました。私は本を読むことが苦手でしたが、この本がきっかけとなり、本を読むことが少しだけ好きになりました。

夏休みが終わってしばらくしたころ、教育キャンプがありました。そこで、友達の中から、「名字で呼ばずに、気軽に下の名前前で呼んでもいいよ。」

と言われ、肩の荷が下りたような、そうでないような不思議な気持ちになりました。その後少しずつですが、いろいろな友達のことを下の名前前で呼べるようになっていきました。でも、Aさんとはそんなに親しくならず、少しづつ距離が離れていきました。そこで私は、単に相性が合わなかったのか、自分がいけなかったのか考えるようになりました。アドラー心理学では人間関係を構成する四大要素があり、その中で最も変えやすいのは自分自身であると言われています。そこで私は、話の聞き方や物事の捉え方を少し変えてみました。すると、周囲のことが気にならなくなり、人に対しての苦手意識も薄くなりました。今は、不安なく学校生活を送ることができています。嫌なこともあります。私は今が一番楽しいです。それは相手のことを知るといふ気持ちを知ったからです。これからは嫌なことや面倒くさいことがたくさんあるかも知れませんが、生きていく限り、それを乗り越えていこうと思います。



写真は本文と関係ありません

まちの投句箱

葛句会 12月例会句会

味噌汁の熱きがうれし霧の朝

赤松 午子

竹の秋峠の茶屋に猪飼はれ

伊藤 富子

寒風に押しもどさるる車いす

稲谷キミコ

「戦」の字が光りたる師走かな

岩崎 淳美

メモ書きをひとつ消しつつ年用意

上田美智子

十二月老いの日課を書き印す

金谷 重子

洪滞の届く冬至の南瓜まで

川嶋はんだ

黄落や五軒先なる醸造所

谷 きよし

暮早しあつといふ間の一日かな

ひのたいら

ペンギンの卵も展示冬ぬくし

三好カンナ

俳句ポスト投句作品優秀句

12月投函分

今月の俳句ポスト入選句該当作品はありませんでした。

選者 葛句会会長 谷きよし

町の人口 令和4年12月31日現在 ※外国人を含みます

世帯数 1,972世帯(-13世帯)

総人口 3,661人(-20人)

男1,728人 女1,933人 (12月中の異動)

○出生 0人 ○死亡 15人
○転入 23人 ○転出 26人

農業委員会だより (2月号)

農地の転用について

農地を住宅や工場等の施設用地、駐車場、植林地といった農業以外の目的に使用するためには、農地法の規定により県知事の許可を受けなければなりません。

農地法では優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分しており、農業上の利用に支障が少ない農地で転用を行うこととされています。転用には許可基準が明確に規定されており、基準を満たさない転用申請は許可を受けることができません。また、具体的な転用目的を有しない転用申請も許可を受けることができません。

転用申請は農業委員会が受付をし、毎月行われている農業委員会の定例総会でその申請に対する意見決定を行い、県知事に意見を進達します。その後、県においても審査がなされ、許可の可否が判断されることとなります。

許可基準には、様々な項目や例外事項があり、農業用倉庫として一定面積以内を転用する場合等、一部許可を必要としない場合もあります。農地の転用を検討されている方は、まずは農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局

☎0895・42・1114

各種無料相談所の開設について

1 行政相談

【日時】 2月10日(金)10時～12時
 【場所】 役場2階
 【内容】 行政に関する苦情や要望
 【相談員】 山崎 ルリ子 (行政相談委員)

2 弁護士相談

【日時】 2月10日(金)10時～12時
 【場所】 社会福祉協議会 (JR松丸駅横)
 【内容】 弁護士相談
 【相談員】 弁護士

※予約が必要です。

3 人権相談

【日時】 2月10日(金)10時～12時
 【場所】 役場1階
 【内容】 人権相談
 【相談員】 人権擁護委員

2月28日が納期限の税目等

固定資産税	第4期
国民健康保険税	
介護保険料	第8期
後期高齢者医療保険料	

納付書により現金で納付をしていただく方は、1月中旬に納付書を送付します。コンビニエンスストアやスマホアプリ (詳細は納付書裏面に記載) でもお支払いいただけます。口座振替を御希望の方は、『口座振替申込書』を金融機関へ提出してください。

※固定資産税については4月の当初通知時に送付済です。

紛失された場合等は、役場町民課賦課徴収係へお問い合わせください。

※『口座振替申込書』は役場の他に、関係金融機関にも設置しています。

【問い合わせ先】
 町民課 賦課徴収係
 ☎0895・42・1112

ハウス栽培にも備えあれば憂いなし！
 園芸施設共済のススメ！

ハウス等の園芸施設を利用している農家の皆さん、自然災害等による損害に備え、園芸施設共済に加入しませんか。詳しくは二次元コードからご確認ください。

【問い合わせ先】

愛媛県農業共済組合
 TEL0895・49・5550
 FAX0895・49・5551



奨学金返還支援制度 助成対象者募集

本制度の登録企業へ就職する学生の奨学金返還に対する助成を実施しており、助成対象となる大学生・大学院生を募集しています。

【対象者】

令和6年3月末卒業予定者 (100名)
 令和5年3月末卒業予定者 (50名)

【募集締切】

令和5年2月28日(火)

【問い合わせ先】

産業人材課
 TEL089・912・2509
 FAX089・912・2508



暮らしに役立つ

医療・保健福祉情報コーナー

松野の恵み ～干して保存～

本格的な寒さの季節ですね。

晴れた日が多く、寒くて乾いた風が吹く冬。松野では、秋から冬にかけて採れた収穫物を干す光景が見られます。干し柿、干し椎茸、干し大根、ひがしやま（干しいも）、干し餅（かき餅）などなど。

収穫した野菜、特に根菜類などは、加熱して干すことで長期保存できます。また、天日で干すことで、ゆっくりと水分やアクが抜けてうまみが凝縮されるもの、栄養価が上がるものもあり、昔から家庭で手間をかけて作られていました。

松野の郷土料理に、干した野菜を使った「雷漬け」があります。雷漬けのかぶは、輪切りにして、かつら剥きしたあと、冷たくて乾いた風にあてることが大事と聞いています。風にあてたあとの工程も多いため、本当に、「てま・ひま」かかってますね。



管理栄養士

○発熱外来診療（要連絡）

発熱や咳、鼻水等、風邪症状がある場合は、診療時間内にまずは電話等で連絡をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、抗原検査を実施しています。（※PCR検査は実施していません）

○新型コロナワクチン接種日（要予約）

受付・接種場所	接種回数	接種日	接種時間	予約方法
中央診療所	1・2回目	毎週木曜日	16:00～16:30	中央診療所受付又は電話申込み ☎0895-42-0707 予約受付時間：平日9:00～16:30
	3回目以降	毎週火・水曜日	15:30～16:00	

～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 8:30～11:30 13:30～16:30

診療時間 9:00～12:00 14:00～17:15

○火曜日午後・土・日・祝祭日・年末年始は休診です。

（開業医、休日当番医をご確認ください）



～出張診療所の外来診療日・時間～

目黒診療所 2月2日(木)・吉野診療所 2月9日(木)・谷口診療所 2月16日(木)

受付時間 13:30～14:30 診療時間 14:00～15:00

看護師募集中!!

【問い合わせ先】 総務課 ☎0895-42-1111
保健福祉課 ☎0895-42-0708

ようこそ
町長の部屋へ

～松野の将来を語る～

松野町長 坂本 浩



町公式ホームページ内の「ようこそ町長の部屋へ」では、町長のコラムを毎週更新しています。

ぜひ、ご覧ください。



令和5年4月から水道料金の振替先口座が変更となります

町では、水道事業の会計事務変更により、水道料の振替先の口座を下記の表のとおり変更することといたしました。なお、振替日(水道使用料27日、水道使用料以外25日)についての変更はありません。

ゆうちょ銀行の口座振替をご利用いただいております皆様には、口座振替先の変更にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

変更の時期：令和5年4月から 【変更後の初回振替日：令和5年4月27日】

口座振替科目	現行振替先	変更後の振替先
町県民税	松野町会計管理者 01600-4-960533	松野町会計管理者 01600-4-960533
固定資産税		
国民健康保険税		
軽自動車税		
後期高齢者医療保険料		
介護保険料		松野町会計管理者 01660-1-960889
水道使用料		松野町会計管理者 01600-4-960533
保育料		
住宅使用料		
住宅新築資金等貸付金		
放課後児童クラブ		

※水道使用料以外の振込先については変更ありません。

令和5年度交通災害共済の加入を受け付けます!

この交通災害共済は、万が一交通事故により死亡又はケガをされた場合に、見舞金を支給する公的共済制度であり、松野町においては、令和4年度は約800名の方に加入いただいています。

申込みは、個人情報保護の関係から、各世帯で直接行っていただきます。保育園児の加入も各世帯で申込みが必要です。

また、令和5年度分より申込書の様式を変更し、全世帯に申込書を郵送することとなりました。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 申込方法 各世帯に郵送している申込書にご記入いただき、掛金と合わせてお申し込みください。
(申込書がない場合は、掛金のみお持ちください。)

2 申込期限 令和5年3月24日(金)

3 申込受付会場

日 付	時 間	会 場
1月25日(水)～3月24日(金)	8:30～17:15(土・日・祝除く)	松野町役場総務課 吉野生支所
2月28日(火)	9:00～15:00	旧松野南小学校
3月1日(水)	9:00～12:00	

『河川(河川区域内)において、次の行為はやめましょう!!』

河川区域内の土地において、工作物を新築・改築・除去しようとする者は、河川法(第24条及び第26条第1項)に基づき、河川管理者(県管理河川の場合は県(南予地方局))の許可が必要となっており、不法に占有していると認められる場合は、同法75条第1項の規定により、河川管理者による監督処分を行い、原状回復を命じる等の措置を行うこととなっております。また、河川区域内に畑や花壇等を設置及び植栽等を行うのも違法行為となります。

なお、河川へのゴミ等の不法投棄についても、当然ながら法律(河川法施行令第16条の4)で禁止されています。

※河川は公共用物ですので、良好な環境の保全と適正な利用が図られるようご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 南予地方局建設部管理課管理係 代表☎0895-22-5211(内線406)

令和4年分 町県民税の所得申告の受付と相談について

所得申告の時期となりました。それぞれ地区ごとに申告の受付と相談を行いますので、日程表を御確認の上お越しください。なお、それぞれの地区で申告できない人は、庁舎等で申告受付を行いますので、3月15日(水)までに申告をしてください。

申告の対象は、令和5年1月1日現在、松野町に住所を有する人で、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得です。

前年中に無収入の人でも申告していない場合は、国民健康保険税等の軽減が受けられないほか、所得・課税(非課税)証明書等の発行や、児童手当の受給資格認定のための判定ができなくなります。

※ 税務署で所得税の確定申告をされる人は、この町県民税の申告は必要ありません。

1 申告に必要なもの

- (1) 事業(農業・営業・その他)の収入支出のわかる帳簿・書類(収入内訳書・通帳・領収書など)
- (2) 給与、公的年金のある人は、それぞれの源泉徴収票
- (3) 一時所得(個人年金や生命保険満期の受け取り等)のわかる書類
- (4) 社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書、生命保険料・地震(旧長期損害)保険料の支払証明書
- (5) 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書や保険等で補てんされた金額がわかる書類、通帳など
- (6) 住宅借入金(取得)等、特別控除を受ける人は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など
- (7) 障害者控除(扶養控除の障害者も含む)の適用を受ける場合は、身体障害者手帳等
- (8) 所得税を口座振替で納付される人や還付金の受け取りが見込まれる人は、本人名義の通帳と印鑑
- (9) 申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証などの本人確認書類

※代理人による申告の場合も同様

2 還付申告及び所得申告の受付・相談の日程等

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より3密防止のため、下記期間に還付申告受付を実施します。

還付申告受付日程

地区名	対象地区	月 日	曜日	時 間	場 所
松丸 延野々 豊岡	全 域	2月8日	水	9:00～15:00	役場1階 交流スペース
		2月9日	木	9:00～15:00	
富岡 上家地 目黒	全 域	2月10日	金	9:00～15:00	
		2月13日	月	9:00～15:00	
吉野 藤生 奥野川	全 域	2月13日	月	9:00～15:00	
		2月14日	火	9:00～15:00	

※還付申告とは

確定申告書を提出する義務のない人でも、給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告をすることによって、納め過ぎの所得税の還付を受けることができます。この申告を還付申告といいます。

※注意事項

原則、還付申告のみの受付とさせていただきます。

申告会場に入場前には、検温及び手指の消毒、マスクの着用をお願いします。

所得申告・申告相談受付日程

地区名	対象地区	月 日	曜日	時 間	場 所
延野々	東組 仲組 野尻 住宅組	2月16日	木	9:00～15:00	役場1階 交流スペース
	五郎丸 古井谷	2月17日	金	9:00～12:00	
松丸 延野々 豊岡後	全 域	2月18日	土	9:00～12:00	役場1階 交流スペース
松丸	全 域	2月20日	月	9:00～15:00	役場1階 交流スペース
豊岡後	全 域	2月21日	火	9:00～15:00	役場1階 防災研修室
豊岡前	全 域	2月22日	水	9:00～15:00	役場1階 防災研修室
富岡	全 域	2月24日	金	9:00～15:00	役場1階 防災研修室
豊岡前 富岡 上家地 目黒	全 域	2月25日	土	9:00～12:00	役場1階 防災研修室
上家地	全 域	2月27日	月	13:00～15:00	役場1階 防災研修室
目黒	国木谷 下組 中央1 中央2	2月28日	火	9:00～15:00	旧松野南小学校
	西の川 上目黒	3月1日	水	9:00～12:00	
吉野	西組 梁瀬 豊盛	3月2日	木	9:00～15:00	吉野生公民館
	町組 上在 (葛川)	3月3日	金	9:00～12:00	
吉野	全 域	3月4日	土	9:00～12:00	吉野生公民館
蕨生	鳥居 鈴井 真土	3月7日	火	9:00～15:00	吉野生公民館
	谷口 延行 (奥内) (葛川)	3月8日	水	9:00～12:00	
奥野川	全 域 (奥内)	3月9日	木	9:00～15:00	吉野生公民館
蕨生 奥野川	全 域	3月11日	土	9:00～12:00	
	町内 全 域	3月12日	日	9:00～15:00	役場1階 防災研修室

3 申告についてのお願い

例年、会場は大変混雑します。3密防止及び迅速な申告受付のため、会場での感染対策と次のことについて御協力をお願いします。

(1) 申告会場について

申告会場への入場前には、検温及び手指の消毒、マスクの着用をお願いします。

(2) 農業、不動産、営業所得のある方

収入金額や必要経費については、御自身で事前に費目ごとに集計してお越してください。

※平成26年1月から白色申告の方でも記帳・帳簿等の保存義務があります。

(3) 医療費控除を受ける方

受診者、医療機関ごとに、御自身で医療費を集計、医療費明細を作成しお持ちください

(4) 平日の割り当て日程に都合が合わない方

まず平日の割り当て日程を御確認いただき、都合が合わない場合は、土曜日の割り当て日程の日に御来場をお願いします。できる限り受付対象地域での申告への御協力をお願いします。

4 問い合わせ先

町民課 賦課徴収係 ☎0895-42-1112

宇和島税務署からのお知らせ

まもなく所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となります。

スマートフォンでの所得税等の申告書等作成・e-Taxがますます便利になっています。

○ 確定申告書は、スマートフォンやパソコンで作成できます！

スマートフォンやパソコンで国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)にアクセスすれば、画面の案内に沿って入力するだけで申告書が作成できます。

作成した申告書はそのままe-Taxを利用して送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

※1 e-Taxをご利用になる場合は、マイナンバーカードかID・パスワードが必要となります。

※2 マイナンバーカードを使ってe-Taxをする場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります。

※3 ID・パスワードは、税務署で即日発行します(申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。)

なお、ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



国税庁ホームページ
はこちら！



読取対応端末の
一覧はこちら！

○ 税務署の確定申告会場は、令和5年2月16日(木)開設！

宇和島税務署の確定申告会場の開設期間は、令和5年2月16日(木)から3月15日(水)までです(土・日・祝日を除く)。

受付時間は、午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時から。)です。

入場整理券の配布状況により午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。

○ 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です(作成済申告書の提出のみであれば不要です。)

入場整理券は会場当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。オンライン事前発行の方法は、①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加、②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択、③税務署や来場希望日時を選択、④内容を確認して「申込」をタップして完了、入場時に申込完了画面を提示すれば入場できます。

入場整理券の当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。

なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、この機会にe-Taxをご利用ください。



国税庁LINE公式
アカウントは
こちら！

○ 確定申告会場での感染症対策のお知らせ

入場時の検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときは入場をお断りさせていただきます。

発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等で手指消毒をお願いいたします。

会場には、申告される方おひとりでお越しください。介助を要する等の理由により複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

○ 電話による申告相談をご利用ください！

【“確定申告”電話相談センター開設期間】

令和5年1月18日(水)から3月15日(水)まで

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

なお、土・日・祝日については、2月19日(日)及び2月26日(日)のみ、電話相談を行っております。

【受付時間等】

午前8時30分から午後5時00分まで

【自動音声でご案内します】

税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』を選択してください。

※ 確定申告以外の国税に関する一般的なご相談を希望される方は、自動音声案内に従い、『1』を選択してください。「電話相談センター」へおつながります。

○ チャットボットで相談ができます

AIを活用した税務相談チャットボット「ふたば」では24時間(メンテナンス期間を除く)質問を受け付けています。

質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAIが自動回答します。



チャットボット
「ふたば」へのご相談はこちら！

ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

宇和島税務署 宇和島市堀端町1番38号

代表電話 (0895) 22-4511

(電話をおかけいただくと、自動音声でご案内しますので、案内に従って、ご用件の番号を選択してください。)

空き家物件を探しています。～空き家所有者の方へ～

居住可能な空き家はありませんか。

空き家に人が住むことで家が長持ちしたり、敷地内の草刈り等の手入れがなされます。また、家賃収入も期待されます。

しかし、空き家を放置すると家が損傷し、近隣への影響やさらには解体せざるを得ない状況となり、大きな費用がかかることも予想されます。

そこで松野町では、所有者の方と入居希望者の方をマッチングする「空き家バンク」を運営しています。

令和4年度は、空き家バンクを通じて、5件の新規登録と、4件の賃貸又は売買成約がありました。空き家バンクに登録をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 ふるさと創生課 ☎0895-42-1116



お詫びと訂正

広報まつの1月号6ページ「愛媛FC」の記事において、J3リーグの順位が間違っておりましたので、お詫びの上訂正いたします。

(誤) J3リーグ8位 (正) J3リーグ7位

後期高齢者医療保険及び国民健康保険の加入者へ

○「医療費のお知らせ（医療費通知）」が医療費控除申告に使えます。

ご家庭の医療費の状況をお伝えるため、後期高齢者医療保険及び国民健康保険のご加入の方には、定期的に「医療費のお知らせ（医療費通知）」をお送りしています。この医療費通知書を添付することで、確定申告（住民税申告）の「医療費控除」を申告する際に必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。医療費通知書の取り扱いは制度によって異なりますので、下表をご参考にしてください。

区分	後期高齢者医療保険		国民健康保険	
	診療月	発送月	診療月	発送月
通知書 発送の 時期	令和3年11月～ 12月診療分	令和4年8月	令和4年1月～2月診療分	令和4年4月
			令和4年3月～4月診療分	令和4年6月
	令和4年1月～ 10月診療分	令和5年2月上旬予定	令和4年5月～6月診療分	令和4年8月
			令和4年7月～8月診療分	令和4年10月
	令和4年11月・12月の診療分については、医療機関が発行する領収書をご使用下さい。		令和4年9月～10月診療分	令和4年12月
		令和4年11月～12月診療分	令和5年2月下旬予定	

（注意事項）

- 11・12月診療分の医療費通知書の到着前に確定申告を行う場合、11・12月診療分については医療機関等が発行した領収書に基づき申告して下さい。また、医療費通知書に記載されていない医療費や、保険外負担された医療費がある場合も同様となります。
 - 医療費通知の額と領収書の額が異なる場合があります。これは、審査の結果や端数処理によるものです。
 - 高額療養費などで補てんされる金額（高額療養費、子ども医療費、福祉医療費、生命保険等）は対象となりません。実際にお支払いになった金額に訂正して申告して下さい。
- ※確定申告に関することは、国税庁のホームページでご確認いただくか、税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 後期高齢者医療制度の方 町民課 ☎0895-42-1113
または、県後期高齢者医療広域連合 ☎089-911-7733
- 国民健康保険にご加入の方 町民課 ☎0895-42-1113



付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。
付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

平成31年4月から産前産後期間の保険料免除制度が始まりました。
この制度は、国民年金保険料を月額100円引き上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。
出産予定日または出産日が属する月の前日から4か月間の国民年金保険料が免除になります。
届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。
届出の用紙は、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) から印刷をするか、お住まいの市区町村の国民年金窓口またはお近くの年金事務所に備え付けてあります。



詳しくは、日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>
宇和島年金事務所 ☎0895-22-5569（予約相談を受け付けています。）
町民課 ☎0895-42-1113

「えひめ結婚支援センター」ボランティア推進員を募集します

愛媛県が開設した「えひめ結婚支援センター」では、独身男女に出会いの場を提供する出会いイベントを各地で開催しており、参加者の交際フォロー等を行う愛のキューピッド役として「ボランティア推進員」の方に御協力いただいております。現在、県内で約230名の方が御活動されていますが、更なる活動を推進するため、出会いイベントの運営やカップルのフォローにご協力いただける皆様に募集しています。

つきましては、次のとおり説明会を開催しますので、ご興味のある方はぜひご応募ください。(完全予約制・事前申込みが必要です。)

南予地区説明会

【宇和島市】

日時 令和5年2月18日(土) 10:00～15:00の間で1時間程度

場所 宇和島市立中央公民館3階大ホール

【大洲市】

日時 令和5年2月19日(日) 10:00～16:00の間で1時間程度

場所 えひめ結婚支援センター南予事務所

【問合せ先】 えひめ結婚支援センター((一社)愛媛県法人会連合会内)

松山市大手町2-5-7 松山商工会館2階

☎089-998-6770

ホームページ<https://www.msc-ehime.jp/>

お申込みメールアドレス office@msc-ehime.jp

お名前・電話番号・参加希望会場・希望日時をメールにてご記入の上、お申し込みください。

(申込締切：各開催日の2日前)

自衛官募集地域説明会のお知らせ

自衛隊の仕事や募集内容について、現役の自衛官から詳しく説明を聞くことができます。自衛隊の仕事に興味のある方や、進路として自衛隊を考えている方など、皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】 令和5年2月21日(火) 10時～14時

【場所】 役場1階ロビー

【問い合わせ先】 防災安全課 ☎0895-42-1110

令和5年度の会計年度任用職員を募集します

詳細はホームページをご覧ください。か総務課にお問い合わせください。

【受付期間】 令和5年1月16日(月)～2月3日(金)

【試験内容】 個人面接

【問い合わせ先】 総務課 ☎0895-42-1111



松野町職員採用ページ

皆さんの声を聞かせてください

町政などに対するご意見・ご要望は、総務課までお寄せください。

【提出・問い合わせ先】

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343

総務課 ☎0895-42-1111 ✉m-soumu@town.matsuno.ehime.jp

